

議案第 4 2 号

岩倉市都市計画税条例の一部改正について

岩倉市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 3 月 2 4 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

## 岩倉市都市計画税条例の一部を改正する条例

岩倉市都市計画税条例（昭和46年岩倉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「加算した額」を「加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」に改める。

附則第5項及び第6項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第7項及び第8項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第9項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「得た額」を「得た額。以下この項において同じ。」に、「得た額を」を「得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を」に改める。

附則第11項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「加算した額」を「加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」に改める。

附則第12項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第16項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第 号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岩倉市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。